

デザイン・イラストの著作権

田中佐代子

はじめに

今回は研究者として最低限おさえておきたいデザイン・イラストに関する著作権について解説します。

私自身これまで、著作権についてきちんと確認しないままデザインの仕事を進めることがほとんどでした。しかし依頼者となることが多い研究者も、著作権の基本ルールをふまえたデザイナー・イラストレーターとの共通認識が必要だと以前から思っていました。そして研究者がスムーズな依頼を行うためには、著作権は避けては通れない問題だと考え、今回はこのテーマでやらせていただきます。私は著作権の専門家ではないので、内容的に正確性に欠ける部分があります。より正確な情報については、著作権に関する専門的な文献等を参照するか、専門家に相談することをおすすめいたします。

著作権法の基本ルール

■著作権は著作物（デザイン・イラスト）の創作により、その著作者（デザイナー・イラストレーター）に帰属します。特許権等とは異なり、登録等の手続きは不要です。

■著作者の権利には、人格的な利益を保護する**著作者人格権**と財産的な利益を保護する**著作権（財産権）**という二つの側面があります。

■**著作権（財産権）**は、著作物を利用することに関する権利で、「複製する」「展示する」等の権利です。

■**著作者人格権**は著作者だけが持っている権利で、他に譲渡できません。著作者人格権には次のものがあります。

1. **公表権**：著作者が著作物を公表するかしないかを決定する権利です。
2. **氏名表示権**：著作物の公表に際し、著作者の氏名（実名 or ペンネーム）を表示するかしないかを決定する権利です。
3. **同一性保持権**：著作者以外、著作物の内容、タイトルを改変されない権利です。改変するときは、著作者の同意が必要です。

■**著作権の保護期間**：日本の場合、著作者が著作を創作したときに始まり、著作者の死後50年が原則です。

著作権契約の種類

■**著作権利用契約**：デザイナー・イラストレーターが著作権を留保し、依頼者に一定の範囲内での利用を許可する契約です。他の研究者等が使用しても問題ないイラストやデザインの場合、この契約を用いるとよいでしょう。

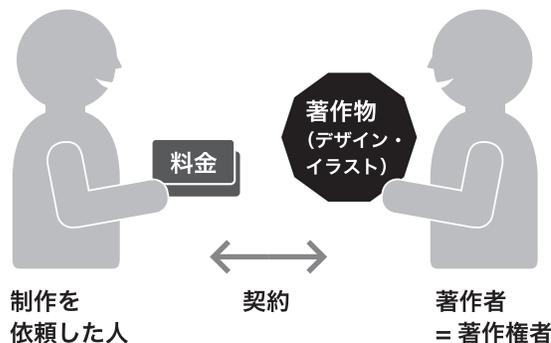
■**著作権譲渡契約**：依頼者が著作権の譲渡を受ける契約です。組織（学会、シンポジウム等）のシンボルマークやキャラクター等、独占的に使用したい場合はこの契約を用いるとよいでしょう。当然のことながら譲渡契約のほうが利用契約より、制作費が高額になります。

デザイン・イラストの著作権 Q & A

研究者の素朴な疑問を Q & A 形式で解説します。

Q1：【a】デザイナー・イラストレーターの創作性を活かすことを前提としてイラストを依頼した場合と、【b】研究者（依頼者）が細部を指示してトレース業者*に「指示通りの図版制作」を依頼した場合とで、著作権の所在は異なりますか？

A1：著作物は「思想または感情を創作的に表現したものであるため、【a】の場合、著作権はデザイナー・イラストレーターにあります。また氏名表示権（著作権人格権）はデザイナー・イラストレーターにとって重要なので、公表する際、氏名を表示するかどうかを確認してください（多くは、表示することを希望すると思いま



著作物の所在、制作費、著作物の使用範囲・使用期間、守秘義務など、発注前に契約内容を確認しておくことがとても重要です。

*研究者や出版社の編集者が作成したラフ図版を、研究者や編集者の指示（線の太さや色）に従って、綺麗な図に仕上げる作業を行う業者のことです。

す)。一方、[b]の場合、著作権は研究者にあるでしょう。誰の創意工夫によってその作品の創作性が表れているかが重要です。このようにデザイナー・イラストレーターの発意・創造した制作を依頼する場合と、発注者の発意・意匠に従い制作（トレース等）を依頼する場合とは、著作権の所在もそれにかかる費用も異なりますので、発注前に確認しておく必要があります。

Q2：デザイナー・イラストレーターに作成してもらったデザインやイラストを、部分的に自分で手を加えて修正することはできますか？

A2：デザイナー・イラストレーターの意志に反する変更をした場合、著作者人格権（同一性保持権）の侵害になります。たとえ著作権譲渡契約を結んでいたとしても、著作者の許可なく、変更することはできません。

Q3：デザイナー・イラストレーターに作成してもらった学会広報ポスターのデザイン・イラストを、学会終了後、自身の著書の表紙に使用したいのですが、デザイナー・イラストレーターにも許可を得る必要はありますか？

A3：もちろん許可を得る必要があります。またその際、デザイナー・イラストレーターは二次使用料を出版社に請求するでしょう（著作権利用契約）。実際のところをある現役イラストレーターに尋ねてみたところ、やはり出版社など第三者が関わって、新たな利益が生じる場合は請求するそうです。

またデザイナー・イラストレーターが別の第三者から、ポスターに使用したデザイン・イラストの二次使用申請を受け、学会後に別な用途でそのデザイン・イラストが使用される可能性もあります。いずれにしても後々面倒が生じる部分なので、発注時にしっかり使用範囲について合意しておきましょう。

Q4：研究費申請書の図をデザイナー・イラストレーターに作成してもらおう予定です。その図を競争相手に絶対に見られたくないのですが…？

A4：その図に関する守秘義務を負わせる契約をデザイナー・イラストレーターと結んでおきましょう。検定教科書などは発売されるまでデザイナー・イラストレーター側に守秘義務を負わせる契約を結んだりするそうです。著作権利用契約の場合、デザイナー・イラストレーター、自分のWEBサイトにその著作物を掲載することができますので、発注前に確認しておく必要があります。

Q5：投稿した論文の著作権は誰にありますか？

A5：何の契約もなければ、著作権法の定義通り、論文の著作権は著者のものです。ジャーナルを刊行している学会や出版社に著作権があるという場合は、必ず「著作権を学会（あるいは出版社）に譲渡する」旨が投稿要項などに記

載されているはずですが、その1文があるかどうかを確認すれば、自著論文の著作権が誰にあるかを判別できます。

またその論文を自著に転載する場合、学会の許可を得る必要がある場合とない場合があるようです（第三者の利用や商用目的でなければ許諾は必要ない学会もあります）。ちなみに生物工学誌では第三者が利用する場合、届け出が必要です。（www.sbj.or.jp/sbj/sbj_copyright.html）

科学雑誌編集室長へのインタビュー

「現代化学」編集室室長の石田勝彦氏に、出版関連の著作権に関してお話を伺いました。

Q. 「現代化学」や他の出版物でイラストやデザインの著作権に関して、普段気を付けていることはありますか？

A. 可能な範囲でオリジナルなイラストや図を掲載するよう心がけています。著作権法は、イラストレーターやデザイナーの権利を保護すると同時に、「文化の発展」を目的とするもので、作品の作者と利用者が敵対するための法律ではありません。作家さん側の権利を侵さず、なおかつ私たちも利用しやすくなるような、双方によい形の契約を結ぶべく、よく相談することが大事だと思います。

Q. 図版の著作権に関して、研究者に気を付けてほしいことがありますか？

解説記事などを依頼すると、ご自分の原稿に他人の図版や画像を無断で入れてくる方が時々おられますが、著作権者に許可をもらっておかないと、のちのちトラブルの元になります。また、ご自分の記事であっても、通常、独占的に使用する権利を出版社がもつ契約になっていますので、本や雑誌の紙面をPDFやコピーで複製・配布、HPへ転載する際には注意が必要です。



石田勝彦 Katsuhiko Ishida

(株)東京化学同人「現代化学」編集室 室長

1969年愛知県生まれ。千葉県船橋育ち。学生時代は生体高分子学を専攻。1997年「現代化学」編集室配属、2009年より現職。趣味は、梯子酒とパードウォッチング。

■執筆協力：石田勝彦（東京化学同人）、菊谷詩子・林部京子（サイエンスイラストレーター）、八十島博明（GRID Co., Ltd.代表、日経サイエンスアートディレクター）

■主な参考図書：『デザイナーのための著作権ガイド』、赤田繁夫・上野善弘・久野寧子著（判例監修：大井法子）、パイ・インターナショナル、2010 / 『企業人・大学人のための知的財産権入門（第2版）』、廣瀬隆行著、東京化学同人、2011 / 『学術論文のための著作権Q & A—著作権法に則った「論文作法」』、宮田昇著、東海大学出版会、2005

■主な参考WEB：『デザインイラストの基礎知識』、FAST DESIGN、<http://www.fast-d.com>、2013

おわりに

今回はいよいよ最終回です。「パワポのツボあれこれ」というテーマで、これまで紹介しきれなかった役立つ技をいくつか紹介します。どうぞお楽しみに。